

第2節 当局間協議

金融庁は、多くの国・地域の金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行っている。

I 米国

金融庁と全米保険監督官協会（NAIC）は、2014 年以降、日米両国の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として、定期的な意見交換を行っている。

II 欧州

金融庁は、1985 年以来、欧州委員会（EC）金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（FISMA）と1年に1回程度の頻度で定期協議を開催している。

このほか、欧州保険・企業年金監督機構（EIOPA）との監督協力に係る交換書簡（2021 年2月）に基づき、欧州保険企業年金監督機構との間で定期的に会合を実施している。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2024 年 10 月 30 日、31 日	東京	金融国際審議官 国際総括官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局次長
2023 年 10 月 23 日、24 日	ブリュッセル	国際総括官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局次長
2022 年 3 月 10、11 日	オンライン	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局次長
2020 年 11 月 20 日	オンライン	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長
2019 年 10 月 11 日	東京	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長

III 英国

金融庁は、1989 年以来、英国当局と定期協議を開催している。日英包括的経済連携協定（CEPA、2021 年1月発効）に基づき、2022 年6月、英国財務省等と第1回「日英合同金融規制フォーラム」を開催し、共同声明を公表した。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2025 年 1 月 30 日	ロンドン	国際総括官	英国財務省国際金融局長
2023 年 11 月 27 日	東京	金融国際審議官	英国財務省国際金融局長
2022 年 6 月 9 日	ロンドン	金融国際審議官	英国財務省金融サービス局長

IV スイス

スイス当局と財務省・金融庁との間で2、3年に1回のペースで日スイス財務金融協議を開催。1988年に、スイスでの銀行免許取得等の個別案件についての非公式協議という位置づけで発足したが、最近では財政及び金融規制等についての意見交換を行っている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2025年1月28日	ベルン	国際総括官	スイス財務省国際金融庁副長官
2022年11月25日	東京	金融国際審議官	スイス財務省国際金融庁副長官
2019年12月10日	ベルン	参事官（国際担当）	スイス財務省国際金融局課長

V インド

2014年11月に、インドへの直接投資の増加やそのための金融市場の整備を目的として「日印金融協力に関する協議」を実施した。2016年1月以降は定期協議として日印金融協力対話を実施し、2022年6月には次官級に格上げした日印財務協議を実施した。日本側からは財務省、金融庁及び日系金融機関等が参加している。

開催日	開催地	当方参加者	先方参加者
2024年9月6日	東京	財務省財務官 金融庁国際総括官	インド財務省経済局次官
2022年6月16日	デリー	財務省財務官 金融庁参事官	インド財務省経済局次官

VI 韓国

2024年12月、第8回日韓金融協議を開催。本年は東京（金融庁）にて開催し、韓国側より金融監督院長が参加。協議では、グローバル経済・金融情勢が日韓金融機関へ与える影響や、金融市場に関する各国の取組みについて、率直かつ建設的な対話が行われた。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2024年12月16日	東京	長官	金融監督院長
2023年12月19-20日	ソウル	長官	金融委員会委員長 金融監督院長